

# 政務調査費の使途基準の運用に関する取扱要項

平成22年1月15日議会運営委員会にて要項決定

平成22年1月22日議会運営委員会にて施行日決定

(趣旨)

第1条 豊橋市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年3月30日規則第2号。以下「規則」という。）第5条の別表に定める使途基準の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱要項の目的)

第2条 会派の使途基準の共通性を確保し、政務調査費の使途の明確さと透明性を高めることを目的とする。

(使途基準に関する経費の支出)

第3条 規則第5条別表の項目、内容に掲げる経費の支出について次の規定も準用する。

(1) 研究研修費

講師交通費・宿泊費、その他必要な経費（インターネット接続代等）

(2) 調査旅費

タクシー・レンタカーの使用料、施設入場料、その他必要な経費

(3) 資料作成費

資料作成に必要な事務用品の購入費、コンピューターソフト代、調査等委託料、消耗品費、写真代、その他必要な経費

(4) 資料購入費

書籍購入費、新聞購読料、雑誌購読料、テキスト代、その他必要な資料購入費

(5) 広報費

会派の許可を得て実施する説明会及び広報（政治活動・後援会活動を掲載したものは除外）の発行に関わる経費、食糧費、その他必要と認められる経費（プロジェクター・アンプ・マイク等の機器の購入及び借上料等）

(6) 広聴費

会派の許可を得て実施する説明会、報告会及び会議に関わる経費、通信費、その他必要な経費（アンプ・マイク等の機器の購入及び借上料等）

(7) 人件費

会派の行う調査活動の補助員の経費及び会計事務員の経費等に要する経費

(8) 事務所費

事務所の賃貸料及び維持管理費、備品又は事務機器の購入、リース代等の経費は、2分の1以内とする。なお、事務機器の購入費は次条の規定の2分の1以内とする

(9) その他の経費

規則5条に掲げる経費及び上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な経費及びホームページ維持管理費、インターネット接続代等をいう

- 2 家庭・携帯電話代、ガソリン代、ホームページ維持管理費並びにインターネット接続代は、その経費の2分の1以内とする

(事務機器購入費算定基準)

第4条 前条の事務機器の購入費は購入費の60分の1の議員任期残任期間分とする。

- 2 事務機器等の管理は各会派の判断で行う。

(その他)

第5条 その他政務調査に必要な費用の用途は会派の判断とするが、必要に応じ議会運営委員会に諮って決定する。

- 2 政務調査費による国内視察及び海外視察は「政務調査費による豊橋市議会議員の国内視察に関する要項」及び「政務調査費による豊橋市議会議員の国外視察に関する要項」による。

附則 この要項は平成20年4月1日から施行する。

附則 この要項は平成22年4月1日から施行する。